

令和8年2月27日

懲戒処分の公表について

このたび、本校では、下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表いたします。

記

1. 処分年月日 令和8年2月27日
2. 被処分者 職員（30代）
3. 処分内容 停職1年

4. 事案の概要

上記職員は、令和6年6月8日に飲酒を伴う会食ののち、自家用車を運転したことにより、令和6年6月9日自損事故を起こした。その後、警察官の職務質問を受け、酒気帯び運転が確認され、令和6年10月30日付けで道路交通法違反での略式命令、令和7年4月2日付けで免許取り消しの行政処分がなされた。

なお、本懲戒処分については、公的な処分を待ち慎重かつ丁寧に事案の調査及び確認を行い、飲酒後の運転の経過、事故の態様等について事実認定を行った上で、処分の量定を上記のとおり決定したものである。

5. 校長のコメント

職員が、酒気帯び運転という悪質な行為を行ったことは、極めて遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

本校では、今回の事態を真摯に受け止め、今後このようなことが再び起こらないよう、教職員に対する指導を徹底し、再発防止の強化に努めてまいります。

独立行政法人国立高等専門学校機構

仙台高等専門学校長

橋 爪 秀 利